

令和4年第3回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和4年9月13日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員 長	八木 亮三
委員	西田 健	委員	浦川 圭一
委員	中村 美穂	委員	竹中 悟

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課 長	福本 美也子	係 長	江口 美和子
-------	--------	-----	--------

説明のため出席した者

水道局長 田中 一之
(上下水道課)

課 長	渡部 守史	課長補佐	永石 大祐
課長補佐	高橋 庸輔	係 長	西村 淳
係 長	藤原 庸祐	主 査	永江 啓二
主 査	傳 由布子		

本日の委員会に付した案件

議案第48号 令和4年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第55号 令和3年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について
議案第56号 令和3年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について

開 会 9時27分
閉 会 14時01分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第48号令和4年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

皆様おはようございます。それでは議案第48号令和4年度長与町水道事業会計補正予算第1号につきまして御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の支出におきまして、第1款水道事業費用を604万4,000円増額し、補正後の収益総額を7億3,378万円といたしております。これは人事異動に伴う職員給与費の増額によるものでございます。次に第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額のうち、（1）職員給与費を604万4,000円増額し、9,838万3,000円といたしました。こちらも人事異動に伴うものが理由でございます。以上が今回の補正予算の主な内容でございます。なお、議案のあとに長与町水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書を添付いたしております。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。質疑はありますか。

議案書、予算書、補正予算に関する説明書、いずれでも結構です。

質疑はありますか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

おはようございます。上下水道ということで一緒になられて少ない人数で努力をされて、お仕事をされてきたというふうに理解しておりますけども、この1名、人事異動でございますので決まった形で配属されたということもあるかと思うんですが、もう1人増やしてほしいという理由が当然その中の根拠にはあったと思うので、1名増加になった要因といたしますか、業務量の増加といたしますか、皆さんの負担軽減とか、いろんな理由があるかと思いますが、そこの理由を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

実は昨年度、水道局の職員の中に退職をした人間がおりまして、令和4年度の予算を計上するに当たり、令和4年1月1日現在の人数構成で予算を計上いたしまして、もうその時点で退職した職員分が無い状態でございます。今年度に入りまして退職した1

人分を補充していただいたという形での今回の補正になりますので、人数の増を要請したというよりも、退職によって減になった分を補充してもらったといった形の今回の補正増額ということになります。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

そうしますと、退職をされた方がいらっしゃったのを埋めていただいた形にはなるんだと思うんですけども、その算定基準が1月1日の基準で当初予算を上げられていたので、そこで今回の補正に至ったという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

おっしゃるとおりでございます。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

そうしますと私が先ほど勘違いをしまして、一定業務量がたくさんあってその中で増やすというよりも、上下水道課としては同じ形のペースで増ということでないわけですから、そういう形でお仕事されているという理解でよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

おっしゃるとおりでございます。退職した職員分を補充してもらったといった形です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

説明書の3ページを見ますと2番の表の備考欄で、配転、他会計へ1人、他会計より2人となっているんですが、この1人というのは、退職とは違って他会計へというのがあっていうことは異動なんですか。私はこれを見て、1人異動されて2人入ってきて、1人増なのかなと思ったんですが、今の話だと退職分かなと思ったんですが、説明していただいてよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

藤原係長。

○係長（藤原庸祐君）

3ページにあります備考欄の配転、他会計へ1人と他会計より2人というのは、4ペ

一にありますが令和4年1月1日現在と令和4年7月1日現在を比較しているものになります。ですので、ここでは退職者とかは考慮していない状況になります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると先ほどの退職した方の分は、単に1人を補充したというのとちょっと話が別なのかなと思ったので。よく分からなかったのですが。

○委員長（河野龍二委員）

藤原係長。

○係長（藤原庸祐君）

1月1日時点で退職した者はいなかったことになります。当初予算でも、この備考の退職人数に含めておりませんでしたので、当初予算で計上した1月1日現在と今度の令和4年7月1日現在の比較をしたものをこの明細に計上しております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。勘違いしていました。1人少なかった理由だったんですね、さっきの課長の御答弁はですね。参考までもし差し支えがなければ、他会計へ1人出て他会計より2人というのは、どこの部課に行かれたのか、どこの部課から来られたのかっていうのは、お聞きしてもよろしいんですか。

○委員長（河野龍二委員）

藤原係長。

○係長（藤原庸祐君）

配転、他会計へは、福祉課に1名異動しまして、他会計よりは、介護保険課と政策企画課から来た者になります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号令和4年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第55号令和3年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

それでは引き続きまして、議案第55号令和3年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、御説明申し上げます。決算書の1、2ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入におきましては、予算額8億834万円に対し、決算額は8億1,553万908円となり、予算額に比べ決算額の増減が719万908円の増収となっております。支出におきましては、予算額7億2,292万4,000円に対し、決算額は6億6,944万9,875円となり、不用額が5,347万4,125円となっております。続きまして、3、4ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入におきましては、予算額2億2,196万5,000円に対し、決算額は1億7,444万5,700円となり、予算額に比べ決算額の増減が4,751万9,300円の減収となっております。支出におきましては、予算額3億5,471万7,000円に対し、決算額は2億8,687万2,326円となり、不用額が6,784万4,674円となっております。なお、下段の方になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億1,242万6,626円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,655万4,954円、当年度分損益勘定留保資金2,759万4,223円等で補填をいたしております。たな卸資産購入限度額の執行額は318万4,502円でございます。続きまして、5、6ページをお開きください。損益計算書になります。税抜き計算でございます。まず1営業収益、こちら6億7,915万4,986円。営業費用6億1,157万6,735円。よって、営業収支におきましては、6,757万8,251円の営業利益となり、営業外収益7,043万5,982円。営業外費用847万7,219円。その結果、経常収支におきましては1億2,953万7,014円の経常利益となっております。また、特別利益14万6,044円。特別損失32万3,760円。以上の結果、当年度純利益は1億2,935万9,298円でございます。当年度末処分利益剰余金につきましても同額の1億2,935万9,298円でございます。続きまして、7、8ページをお開きください。こちら剰余金計算書になります。左の方から見てまいります。まず資本金でございますが、前年度末31億3,160万9,572円。こちら最も最終的に当年度末現在高31億3,160万9,572円となっております。次に真ん中の辺りに行きまして、資本剰余金になります。前年度末2億3,152万1,440円、こちらに当年度変動額、

中段やや下の方になりますが、財産処分に伴う財源の収益化12万3,000円と、財産処分に伴う国庫納付4万1,000円を引きまして、当年度末2億3,135万7,440円となっております。続きまして利益剰余金につきましては、前年度末3億2,137万7,433円から当年度変動額としての純利益1億2,935万9,298円を足し、4億5,073万6,731円となっております。このうちの当年度未処分利益剰余金1億2,935万9,298円の処分計算書を下段の方に記載をしております。こちらの剰余金処分計算書(案)につきましては、未処分利益剰余金処分額として、減債積立金に1億2,935万9,298円を積み立てる予定でございまして、この剰余金処分に関しまして議会の議決を求めるものでございます。続きまして9、10ページをお開きください。こちら貸借対照表、バランスシートになります。まず、左側の資産の部でございまして、固定資産は有形無形固定資産合計で60億6,139万8,695円。流動資産は現金預金、未収金、貯蔵品、合計で8億9,564万6,231円。資産合計が69億5,704万4,926円となっております。続きまして、右のページになりますが、負債の部でございまして。固定負債は、企業債、引当金で12億6,418万5,924円、流動負債は、企業債、未払金、引当金、その他流動負債合計で2億1,761万6,198円。繰延収益合計は、16億6,153万9,061円。これらを合わせまして負債合計が31億4,334万1,183円となっております。続きまして下段の方にまいりまして、資本の部でございまして、資本金31億3,160万9,572円。剰余金は、資本剰余金、利益剰余金合計で、6億8,209万4,171円。これらを合わせまして、資本合計が38億1,370万3,743円となっております。負債と資本の合計が69億5,704万4,926円となり、左側のページの資産合計と一致をいたしております。続きまして、11ページをお開きください。こちらにつきましては、決算書の記載に当たっての注記表を付けております。

続きまして、決算附属書類につきまして御説明申し上げます。12、13ページをお開きください。まず事業報告書でございまして、1概況につきまして、(1)総括事項、令和3年度の経営状況は、営業収支において6,757万8,251円の営業利益となっており、これを前年度比で見ると4.6%の減、金額にいたしまして324万927円の減額となっております。また経常収支におきましては、1億2,953万7,014円の経常利益となっており、これを前年度比で見ますと7.4%減、金額にいたしまして1,036万2,382円の減額となっております。次に収益的収支全体では、収入が前年度比1.4%減、金額にいたしまして1,073万5,907円の減収となっております。支出におきましては、前年度比1.4%増、金額にいたしまして866万2,595円の増額となっております。以上によりまして、当年度純利益が1億2,935万9,298円となり、当年度未処分利益剰余金につきましても1億2,935万9,298円となりました。有収水量は338万6,891立方メートル、前年度比0.8%減、水量にして2万7,245立方メートル減少しております。資本的収支におきましては、企業債1億2,

100万円、負担金により税込みで5,344万5,700円の収入があり、また建設改良費として税込みで2億4,923万4,085円、企業債の償還として税込みで3,759万7,241円の支出を行いました。なお、資本的収支の不足額1億1,242万6,626円は、3ページで御説明したとおり補填をしております。続きまして、(2)経営指標に関する事項でございますが、こちら地方公営企業法施行規則の一部改正により、決算書に新たに記載すべき事項となりました。経常収支比率、料金回収率、有形固定資産減価償却率、管路経年化率、管路更新率を掲載しております。令和3年度における経営成績につきましては、経常収支比率、料金回収率、共に良好な数値を示しております。一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比0.89ポイント増の51.71%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比1.22ポイント減の26.76%と改善されましたが、施設の老朽化は進んでいる状況でございます。また当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は、前年度比0.83ポイント増の1.42%となりました。これは漏水状況や重要度を参考に更新工事を実施しているためであり、財政状況を考慮しつつ引き続き計画的な施設更新を行ってまいりたいと思っております。順番が前後しましたが、経営指標の簡単な説明をさせていただきます。まず経常収支比率でございますが、100%以上で単年度の収支が基本的に黒字と。給水収益等で維持管理、支払予測等の費用をどの程度賄えているかの指標となります。料金回収率というのが、給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを示す指標でございますが、これも100%を超えているのが良いといった形になります。有形固定資産減価償却率でございますが、こちらは明確な数値基準というのはございませんけれども、数値が高ければ法定耐用年数に近い資産が多いということを示します。管路経年化率というのは、こちら明確な何%から良いとかいう明確な数値基準は無いですが、これも数値が高いほど法定耐用年数を経過した管を多く保有しているといったこととなります。最後の管路更新率でございますが、こちら明確な数値基準はございませんが、仮に数値が2.5%であれば全ての管路を更新するのに40年かかる。2.5%であれば掛ける40で100%になるために、40年かかる更新ペースであるといった指標になります。今申し上げましたとおり経常収支比率、料金回収率というのは良好な数値を示しておりますが、残り下の3つの方につきましても、これはいろんな漏水状況とか経済状況、経営状況を加味しながら計画的な施設更新を行ってまいりたいと考えているところでございます。それでは続いて13ページにまいりまして、(3)議会議決事項でございますが、こちらが記載されたとおり3件でございます。続きまして、(4)職員に関する事項でございます。水道事業の職員数は、令和4年3月31日現在、局長1名、課長1名、課長補佐2名、係長1名、料金総務係3名、水道工務係2名を含め10名でございます。(5)その他の重要事項ですが、他会計負担金の使途の特定といたしまして、一般会計から消火栓維持管理費183万円は、全額職員給与費に充当をいたしております。次に2の工事、(1)改良工事の概況でござ

ざいますが、500万円以上の工事7件を記載しております。続きまして、14ページをお開きください。3業務、まず、(1)業務量、そして(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項につきまして、こちらは令和2年度の決算の比較で記載しております。金額につきましては税抜きでございます。続いて4会計でございますが、(1)重要契約の要旨では、青葉台団地内配水管布設替工事など5件を記載しております。こちらは契約金額の上位5件を記載しているところでございます。続きまして、15ページをお開きください。こちらキャッシュ・フロー計算書になります。1事業年度のお金の流れに関する報告書でございます。まず1業務活動によるキャッシュ・フロー、こちら中段ほどになりますが、3億799万8,608円。投資活動によるキャッシュ・フロー、マイナス1億4,777万2,083円。財務活動によるキャッシュ・フロー8,340万2,759円。よって、当年度資金増加額は、2億4,362万9,284円となり、当年度資金期末残高は8億2,990万7,878円でございます。ページをめくっていただきまして、16ページから18ページ、こちら収益費用明細書でございます。記載の数字は税抜きでございます。まず16ページでございますが、水道事業収益、営業収益6億7,915万4,986円、内訳といたしまして、上水道給水収益、水道料金6億4,756万9,120円、受託工事収益132万9,275円、その他営業収益3,025万6,591円。続いて営業外収益、中段ほどにあります。7,043万5,982円、内訳といたしまして、受取利息及び配当金6,691円、長期前受金戻入6,996万9,449円、県支出金9万5,000円、雑収益36万4,842円でございます。続いて特別利益、過年度損益修正益2万3,044円、その他特別利益12万3,000円でございます。続きまして17ページに移っていただきまして、水道事業費用、営業費用6億1,157万6,735円。まず原水及び浄水費2億1,969万1,969円、主なものといたしまして、浄水係1名分の人件費に係る分として給料846万1,617円、手当190万6,535円、法定福利費199万1,390円。真ん中の方になりますが委託料1億9,425万8,380円、こちら内訳として浄水場運転管理業務委託や水質検査業務委託等がございます。修繕費740万9,750円、こちらはポンプや制御盤の修理代でございます。昨年、計上されていましたが動力費、浄水場や配水地の電気料金は運転管理業務委託に盛り込みまして、今年度は0円となっております。薬品費につきましても凝集剤、ポリ塩化アルミニウム、あるいは次亜塩素酸ナトリウムの原料につきましても、こちらも運転管理業務に盛り込みまして無くなりましたので、計上されている薬品費がほぼ試薬だけです。次亜塩素酸ナトリウムが幾らぐらいかなとかいう、そういった試薬の中身になっております。続きまして、配水及び給水費6,218万4,542円。主なものといたしまして、水道工務係1名分の人件費に係る分として、給料282万2,200円、手当118万8,251円、法定福利費76万4,806円。また、真ん中辺りですが、委託料2,611万6,118円、こちら内訳といたしまして、漏水調査業務委託や水道メーター器の取付委託料等が内訳としてございます。また、少し下

になりまして修繕費2,243万281円。ページをめくっていただきまして、業務費となります。こちら3,375万2,492円でございますが、令和2年度までこの業務費というのは、次の総係費の中に盛り込んでいました。その中の経費のうち、料金関係の費用を計上したものでございまして、機構改革に合わせて設定をさせていただきました。こちらの業務費でございますが、料金総務係の2名分の人件費に係る分がまず給料647万9,734円、手当217万6,968円、法定福利費160万4,859円。また、中段ちょっと下ぐらいになりますが、委託料1,494万5,999円、こちら水道検針業務委託料等でございます。続きまして、今度総係費4,570万4,196円、主なものといたしまして、こちら局長、課長、料金総務係、合わせまして4名分の人件費に係る分として、給料1,847万7,884円、手当865万8,997円、法定福利費545万4,800円等でございます。またこちら真ん中下辺りになりますが、委託料を163万818円、内訳といたしまして、水道料金、下水道使用料システム保守委託料、会計システム保守委託料等が内訳となっております。続いて中段下の方になります。減価償却費2億2,629万7,260円、このうち有形固定資産減価償却費が2億2,145万8,725円、内訳といたしますと建物、構築物、機械及び装置等になります。無形固定資産減価償却費が483万8,535円、こちらはダム使用权とソフトウェアでございます。続いて資産減耗費2,394万6,276円となっております。続いて、営業外費用847万7,219円、まず支払利息が819万8,653円、こちらは企業債の利息でございます。続いて、特別損失として32万3,760円でございます。過年度損益修正損でございます。続きまして19ページになりますが、こちらは資本的収入及び支出明細書を記載しております。まず資本的収入でございますが、1億6,958万7,000円。内訳といたしまして、まず企業債1億2,100万円、負担金4,858万7,000円、続いて、資本的支出になりますが、建設改良費2億2,782万431円、内訳といたしまして事務費1,371万986円、こちら職員2名分の事務費でございます。改良費2億1,371万1,000円、固定資産購入費39万8,445円、企業債償還金3,759万7,241円となっております。続きまして、20、21ページをお開き願います。こちらは固定資産明細書を記載しております。有形固定資産として、土地、建物、構築物等、令和3年度末の償還未済高は21ページの下の方になりますが、59億9,691万1,755円でございます。無形固定資産につきましては下段の表になりますが、令和3年度末現在高は6,448万6,940円でございます。続きまして、22、23ページをお開きください。企業債明細書でございますが、令和3年度末における未償還残高は23ページの左側の下の方になりますが、12億3,380万5,519円となっております。以上で、決算書につきまして御説明を終了させていただきますが、引き続き工事の概要につきまして、図面等で水道工務係長より説明を申し上げます。なお図面につきましては回収をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

それでは重要契約の要旨について説明させていただきます。決算書附属書類の14ページと配布しておりますA3の図面を御覧ください。図面に記載の番号順に説明させていただきます。それでは1番目、青葉台団地内配水管布設替工事です。工事内容は、昭和48年に布設した配水管の更新を目的といたしまして、配水管延長2,233.2メートルの布設替えを行いました。次に2番目、高田地区（高田南）配水管布設工事です。工事内容は、高田南土地区画整理事業の進捗に合わせた排水管の整備を目的といたしまして、配水管延長1,552.2メートルの布設を行いました。次に3番目、中尾団地内配水管布設替工事です。工事内容は、昭和48年に布設した配水管の更新を目的としまして、配水管延長714.7メートルの布設替えを行いました。続きまして4番目、高田地区（防災センター前）配水管布設替工事です。工事内容は、昭和46年に布設した配水管の更新を目的といたしまして、配水管延長382.7メートルの布設替えを行いました。最後に令和3年度漏水調査業務委託です。本業務は、水資源の有効利用や道路陥没などの2次災害の未然防止を目的といたしまして、町内全域の漏水調査を平成4年から継続して行っております。業務内容は、個別音調調査、弁栓音調調査、路面音調調査、漏水確認調査、流量測定調査及び水圧測定調査を実施するほか、緊急時における現場調査についても対応しております。以上で重要契約の要旨についての説明を終わります。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

以上が令和3年度長与町水道事業決算の概要でございます。それではお配りいたしております委員会から求められた資料の説明をさせていただきます。まず、水道事業の方だけ説明をさせていただきたいと思っております。ページをめくっていただきまして、令和3年度水道料金不納欠損処分内訳でございます。件数といたしましては5件で金額が1万3,500円となっておりますが、参考までにここ10年の不納欠損額を見ていきますと、令和3年度が一番少ない、件数についても一番少ない件数となっているところでございます。ページをめくっていただきまして、令和3年度水道事業の未収金内訳でございます。この未収金額につきましては企業会計の特徴といたしまして、出納整理期間がございませんので、3月末でブチッと切ってしまうといったのを前提として、金額の多寡がどうしても整理期間が無い分だけ上がり、金額としては目に付くような形になりますが、その2か月間が無いということを考慮していただいただけたらと思います。それでは現年でございますが、未収金額として金額が多い分をピックアップして話をさせていただきますが、まず給水収益、一番上になりますが右の方に行きますと、未収金額が899万9,049円。そして下の方に行きまして、工事負担金4,932万700円となっておりますが、この工事負担金につきましては、高田地区（高田南）配水管布設

工事に伴う負担金ということで、これもう4月になってすぐ入ってくるお金でございますので、未収金として上がっていますが、すぐにこれはゼロになったものでございます。給水収益の上の方でございますが、899万9,049円と申し上げましたが、収納率が98.7%と前年度よりも上がっているところでございますが、ここ10年ぐらいのスパンで見えていきますと、平成24年度の決算では1,400万円ほどあったものが、今899万円ぐらいまで落ちてきています。これが現年の状況でございます。ページをめくっていただきますと過年度になりますが未収金、ちょうど下から7行目です。過年度給水収益計がございまして、未収金額として13万1,823円となっております。こちら前年度と収納率は変わらないところでございます。次のページにいまして、現年と過年をプラスしたものでございまして、一番上の給水収益でございまして、未収金が913万872円となっております、収納率が98.7%となっております。すいません、先ほど1,400万円と私申し上げましたが、それ現年と過年度を合わせた分でございました。訂正させていただきますと、現年と過年合わせて平成24年度決算で1,400万円ほどあったのが、今は913万円ほどで圧縮されてきたといったところです。どうしても企業会計の特性で、3月末で切るといったものがございまして、3月末で切ってこれだけ下がっているというのは、月末に納付の期限を設けているんですけども「納付期限までに納めてね」という辺りを電話等で日々やる中で、意識付けができてきている成果なのかなと思っています、この3月末での未収金についてはですね。もう1つ3月末でということで申し上げたので、これは企業会計では3月末で切るとというのが決算になるわけですけども、これを仮に出納整理期間があったと仮定すると、現年と過年プラスしたもので比較をすると、平成24年度が約520万円あったのが、今は120万円まで圧縮をされているところです。仮に5月末までが決算の数値に入るとということであればそういった場合の収納率は99.83%まで上がるような状態です。日々の債権管理の方がきちんとされてきているのではないかなと、私は思っているところでございます。水道事業につきましての提出いたしました書類についての御説明を終了させていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

おおよそ審査を始めて1時間ぐらいになりますので、ここでいったん休憩に入りたいと思います。10時35分まで休憩いたします。

（休憩 10時25分～10時34分）

○委員長（河野龍二委員）

それでは休憩を閉じて委員会を再開いたします。

これから質疑に入ります。それぞれ資料のページを追って進めたいと思いますので、まずは決算書の1、2ページ、3、4ページですね。収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のところ質疑はありませんか。戻っても構いません、ページを先に進めたいと思います。次に決算書の5、6ページですね。損益計算書、戻っても構いません、続

きまして7、8ページ、剰余金計算書と剰余金処分計算書（案）がありますので、ここで質疑はありませんか。戻っても構いません、ページ進めていきたいと思います。9、10、11ページまで進めたいと思います。貸借対照表と注記表ですね。続きまして決算附属書類のところで、12、13、14ページまで。

西田委員。

○委員（西田健委員）

一応見たところ、健全に推移しているというふうには理解したんですけども、理解を深める意味でちょっと質問をしたいんですけども、14ページの年度末給水人口とその下の給水戸数の関係なんですけども、これが令和2年度と比較して人口の方は減っていると。ただ給水戸数については増えているということなんですけども、監査報告の中にも23ページに各5年の比較も書いてあるんですけども、傾向的に人口はずっと減っているのに対して、戸数の方が増えていると。この辺一般的に考えたら戸数も一緒に減るんじゃないかと思っているんですけども、その辺の関連の説明をお願いしたい。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

給水人口の減少は長与町自体の人口が減ってきていますので、それに合わせて減ってきているのかなど。私たちもそれに合わせて世帯数は減っていくのが自然かなと思いつつも、ここ近年は逆に世帯数が増えていくという現象が起きていまして、世帯分離が進んでいるのかなど思っているところでございます。給水人口は減るけど、世帯、契約の件数は増えていくという形にはなっているのがここ最近の状況でございます。なぜそのようになってしまうのかっていうのは、それぞれの家庭の事情とかが反映されているのかなど思っているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

人口が今ずっと減り続けていますけども、今後の話なんですけども、こういう人口減が多分続いていくかと思うんですけども、水道事業に関連してこの辺どういう関連性が出てくるのかっていうのは、分かれば教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

単純に給水人口が減るということは、水道事業としての収入は水道料金が減っていくといったのが、まずは大きな関連性を持ってくるかなど思っています。そういった意味では給水人口が減るということは、水道事業の収入が減りますのでマイナスの要因というふうなことで影響してくると思っております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

分かりました。これからいろいろ対策は考えられるかと思うんですけども、早いうちにその辺、人口減少がずっと続いていくんで。これはもう分かったことなんで、水道事業に関してでもその辺の対策を考えていただければと思います。回答は結構です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

12ページの総括事項報告の中で、令和2年度よりも減少をしているというところで報告があったかと思うんですけども。その前の年でしょうか、決算のときにお伺いしたような気がするんですけども、一定このコロナ禍で水道の営業利益、水を販売して得る部分だけに特化してお尋ねしたいんですけども、もちろん工事とか、そういう部分も全てあつての利益ということは理解をしておりますが、水自体が簡単に言えば売上げが少しずつ減少している。その理由の1つとして、もちろん節水家電であったり、個人の別な形での水の購入とかスーパーで飲料水だけもらってくるとか、そういうようなこともあつて、以前は水道水のみであったのが、そういう形で水自体が購入する部分が減っている。要するに全体として水を使う量が減ってきている。これに関しては、企業会計でいけば売上げが減るとするのは良いことではないですけども、水を使うのを節水するという観点では悪いことではないのかなと思っておりました。コロナ禍でステイホームだったり、在宅ワークだったり、そういったことがあつて恐らくその一時的というか、水の使用量が増えたのではないかというようなことを聞いておりましたけども、令和3年度に至りましては全てが在宅ワークということでもなく、確かにコロナ禍で、今までと同じような状況ではない。自宅での食事をとるとか、そういったものが増えていらっしゃる方もかなり多いかと思うんですけども。そこで、私の分析ではそういったことで少し減っているものなのか。わずかにですからものすごく減っているわけではありませんので、これ私はそういうことかなと考えるんですけど、その辺の推移の理由としてはどのようなものが挙げられるでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

実は水の使用量につきましてもコロナ禍が始まってから通常の年とは違う動きを示しております、令和2年度と令和3年度は、非常に似ている動きをしています。令和元年度までのこの動きと比べますと、例えば年末年始の水道使用量からも1月分の検針とか、ゴールデンウィークが絡む5月分の検針とか、その水道の使用量を見ますと、

明らかに令和元年度以前とは動きが違っておりました、そういった面で、ここはやはり皆さん外出を自粛して家におられたからこಂಡけ増えた。通常であればここは一気に下がるはずなのに下がらなかったとか。特に数字的に顕著に見えたのは令和2年度だったんですけど、それに引き続き令和3年度も高止まりの状態できています。若干、令和3年度が令和2年度と比較すると落ちているわけですが、ほぼ同じ傾向で令和3年度も来たなと思っておりました。もう1つ付け加えれば、令和4年度に入りましたら令和2年度、令和3年度と違う水道使用量の動きになっておりました、少し、令和元年度以前の動きに戻ってきているという状況で、2年度、3年度が給水人口が減る中で、コロナ禍で特異な動きをしたかなといったところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

そうですね。やっぱり自宅で過ごす時間が増えていたりすれば、当然、水の使用量も増えていたんだと思います。令和4年度のことは今回の決算とは違うかなと思うんですが、少しずつ例えば旅行に行ったりとか、今までずっと自粛をされていて外食も、外食に至ってはなかなか全部戻っていないと思うんですけども、食事を作る上での水というよりも、どちらかというとお風呂をためたりとか、そういったものでかなり水を使用するのかなと自分の中では思っております。この状況というのはコロナ禍という特異なものがあるにせよ、先ほど西田委員が言われていましたけれども、人口は減っている。今そういった中での企業努力というのは、水道を使ってほしいというのはおかしいのかもしれないんですけども、そういったことは何かこう特別に、もう今のままでやっていくしかないというようなお考えなのか。やはり水をたくさん利用していただきたいというのはおかしいと思うんですけど、何か考えてらっしゃるものはあるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

まずコロナ禍におきましては、水道事業というライフラインの責任を持っている者としていたしまして、やはり安全で清潔な水を確実に提供できるような体制を常に考えて、消毒とか手洗いとかに、あるいはうがいとかに水道水を使っていただく。そのために確実に安全安心な水をお届けするという理念をまず1つ持っているところでございます。あと収益等が減ることに関しては、私たちも企業努力という形でまず水道事業と下水道事業を合体させたというのも1つの企業努力でございますし、出ていくお金についても精査に精査を重ねて、できる限り支出を抑えていっている状況と。そういったのも数字の方にも表れているかなとは思っているところでございます。そういった企業努力をある程度重ねた上で、本当にこれではやっていけないという状況になったら、次のステップを考えていかなければならないかなと思っているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先ほど同僚委員の質問にもあったんですが、給水人口と給水戸数の捉え方なんですけど、今長与町にも大きい病院とか大きなサービス業とか出来ていると思うんですが、そういう事業所の利用される方の水量というのは、この人口戸数には反映されていないのかということと、配水量には反映されているのか、そこら辺どうなんでしょうか。年間配水量というのがあるんですが、ここには反映されているのかなというふうに考えるんですけど、そこら辺この表の見方としてどうなのか、お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

まず、年間配水量には含まれておりまして、給水人口については、病院につきましては含まれておりません。戸数については契約の戸数になりますので、含まれているといった形です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

別の質問なんですけど、7、8ページの減債積立金ですけども、当年度末残高が約2億3,700万円ということで、剰余金の処分として今回、案として上げられておりますが、今年度分の剰余金を丸々減債積立金へ積み増すということで、合わせれば3億6,600万円ぐらいなるんですけども。22、23ページで企業債明細書が載っているんですけども、ここを見ますと当該年度の実績としまして年間3,700万円ぐらいの償還に充てられているんですけども、それに対して今回合わせれば3億6,600万円ぐらいの積み立てになると思うんですが、ここの積立金の目安とか、例えばこれぐらい積んでおこうとか、償還金に対してこっだけ準備しようとかというものはなんかあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

今回、減債積立金に全額積み立てさせていただいたのは、まずは企業債の償還が残っているということもあります。なおかつ水道事業に関しては23ページで申し上げますと、期日一括償還という2億円の分が真ん中ほどにございまして、これの償還方法をどのようにするかはまだ確定はしてないんですけど、仮に一括して払うということになればそれなりの額が2億円プラスアルファという形で必要になってきますので、まずそれ

を頭に入れながら今回は減債積立金の方に一応全額積み立てさせていただいたと。今回のような一括償還とかいうケースがなければ、2年分ぐらいの償還を積み立てておきたいといったのを目安にしているといった形で考えています。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

大体分かりました、そういう償還が控えているということで理解をするんですが、23ページ表の中の備考欄に二つ、元金均等償還と期日一括償還というのが書いてあってほかは空欄になっているんですが、ほかの支払いはどうなっているんでしょうか。この下の方のゼロ、ゼロ、ゼロは、まだ償還が始まってないのかなということで理解はするんですけども、上の方の備考欄に記入が無いところの償還は。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

ゼロ、ゼロ、ゼロの部分はまだ償還が始まってないところでごさいます、備考欄が空欄になっているのは、借入先の規約に沿って返すというような形で備考欄に敢えて書いてないところのごさいます。こちらの三菱信用組合を借り入れたときは、ちょうど榎の鼻の開発に絡んで一時的に高額な借入を縁故債という形で借りまして、なおかつ同じ所から同じ日に借りましたけども、半分、半分に分けて償還方法を変えたということで、備考欄に記載をしているといったところのごさいます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今のは元金均等ということで書いてあるんですよ。元利均等償還とかいうのもありますよね。そこがその都度変わるということですか。借り入れ先の都合で確定がされていないということなんですか。毎年変わるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

藤原係長。

○係長（藤原庸祐君）

空白の部分におきましては、当初から元利均等償還で借用証書を書いて借入れをしている状況です。途中で変わったりはしません。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

親和銀行跡地の所でここにも測量一式とのことで載っているんですが、申し訳ないんですが、以前にどういうことをやるんだということは聞いていると思うんですが、改め

てそこに施設を造って、どういうことをやられるのかというのを教えていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

親和銀行の跡地の測量を行っております。これはここに取水口を設置し、そこに導水ポンプ設備を設置いたします。そこで水を取水して5,500トンになりますけれども、この5,500トン、管路を新たに整備いたしまして第2浄水場へ導水するという計画で動いております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。5,500トン、第2浄水場に送るために移行するんだということなんです、以前、諫早の広域水道の時代に、三根の方からモロキ内科の前ぐらいまで管を布設していたと思うんですね。その管は使い物にならないんですか。

○委員長（河野龍二委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

広域企業団で布設しておりました約3キロの口径300ミリの管がございます。これは広域水道が解散するときに長与町に帰属しております、その条件として有効利用をするという条件の中でこちらの方に帰属したものでございまして、現在は第1浄水場で作った水を第3配水池に上げて、第3配水池の配水系統の途中から企業団管に接続いたしまして、第1浄水場で作った水の少し余剰した水を第2浄水場に送るバイパス管として今使用しております。ただ、この運用方法は今後変える予定でございまして、先ほど私が述べました取水5,500トンについては、第2浄水場に新たな管渠を整備して送るんですが、第2浄水場でその5,500トンを受けて、その水を今度、今と同じニュータウンの上にある第5配水池に上げまして、これが長与町の第2浄水場のメインの配水池、まずここに1つの配水池に送りまして、小さな配水池に順次連絡して送っているという状況なんです、今度新浄水場が出来ることによって、今まで連絡していた配水池には第5配水池から送らなくてよくなるんですよ、新浄水場の方から送ることが可能になりますので。今まで送ってきた水量を今度運用を変えまして、今、第2浄水場と第1浄水場の近くまで広域企業団で入れているこの管、今で言えば第3配水池の支援、バイパス管で使っているんですけど、今度第2、第5配水池からの連絡管として一部管を整備するんですが、その水を企業団管に接続いたしまして、これから今第1浄水場で送っている北陽台配水池及び第3配水池、この2つに送水する管として利用するように今考えているところです。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

詳しく有効利活用を図っていくんだという取り組みは大体分かったんですが、私が思ったのは、三根からここまで引っ張って水道局の目の前の所に今度送水施設を造るということなんで、ぴったりじゃないのかなと思って、それで何か利用されてないんだっから使い道がないのかなと思って質問をさせていただいたんですが。それで今言われるようにいろいろ使うんだということなんでしょうけども、例えば全線のうちのここからこの部分を使えるんだとかという、そういう使い方っていうのはできないんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

全部使う予定で動いておりまして、現在も使っているんですけども。ただ、前からちょうどマルキョウから寺の下辺りに一部二百何メートルか入っているんですけども、これに関しては当初から時津町向けの方に入っているものですから、こちらの方では使用価値がないということで、将来的には時津町の方に緊急支援か何か、そういった形が時津町の方で声が上がれば、そういった形で利用するような形がとれるかなとは思っているんですけど、基本的には全て使う予定でおります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。ページも進めたいと思います。先ほど22、23ページの質問もありましたけど、関わるころでしたらページ飛んでも構いません。15、16、17、18ページまで進めたいと思います。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

決算書の3、4ページの資本的収入及び支出のところなんですけども支出の方で、もし説明があったところでしたら申し訳ないんですけど、不用額ですね。資本的支出の特に建設改良費の不用額、これは入札等で不用になったものなのか、何か予定したもので中断等があったものなのか、説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

建設改良費の不用額で言えば6,600万円ほどになりますけれども、この内訳といたしまして、予定していた業務委託、経営戦略の見直し業務が1,200万円程度。続きまして浄水場の浸水対策検討業務800万円。それと工事に関しまして、青葉台団地内配水管布設替工事の一部、県道路線に関わるころが約400メートルございまして、この部分の布設替えの協議を長崎振興局と行った結果、少し協議が整うことがなかったの

で工事を見合わせて、その分約400メートルなので、2,400万円程度、この分が不用となっております。その他、それ以上の差額については執行残ということになっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

確か令和2年度の決算のときに、この不用額の部分で高田踏切の水道管布設が中断しているというような所が大きかったかと思ったんですが、これは令和3年も行ってないものなんでしょうか。ちょっと経過をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

そうですね。以前行う予定にしておりました高田越踏切の所の推進工事をJRとの協議によってするようにしていたんですけれども、協議の中で整うことがなかったので先延ばしにしている状況でございます。今もあそこ西高田線の改良工事をメインで行っておりまして、水道工事をその中で、まだ入れ込む工程としてはあまり良くない状況だと判断しておりますので、今のところはまだ保留しているという状況です。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

別のところなんですけど、決算附属書類の14ページの3の業務の（1）業務量の表からなんですけど、これは3年度に限らないところなんですけどお伺いしたいのは、中段の年間配水量、有収水量に差があると思うんですが、配水量の差の部分は、当然、無収水量と無効水量があると思うんですが、配水量に対しての漏水の部分に当たるような漏水の割合ですよ。何%ぐらい漏水しているのかとか、そういうところは全体の何%かとかというのは分かるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

まずこの表からは漏水量がどれぐらいかというのは分からないところではございますが、全体配水量の中に先ほどおっしゃった無効水量、これが31万4,381立方メートルありまして、それとあと有収水量と対比する形で無収水量というのがあります、それが8,126トンございます。この無収水量については消防で使ったものでございまして減免したものでございまして、あるいは浄水場内で使った水量とかいうのでございまして、そういったものを差し引きすれば、それイコール漏水というふうな話にはならないと思いますけど、それに近い数字が出てくるのかなと思っています。

○委員長（河野龍二委員）

藤原係長。

○係長（藤原庸祐君）

無効水量の比率としては、約8.5%になっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この8.5%っていうのは無収水量も含んでいますよね。有収水量の割合が91.5%ってことは、8.5%かなと思うんですが。その中のさらに無収水量を除いて無効水量ですね。先ほど無効水量の全部が漏水ではないとおっしゃっていましたが、無効水量の割合というのはどのぐらいか分かりますか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

無効水量の割合が8.5%ほどございまして、それイコール漏水というふうに考えていただいてもいいのかなと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょうど今回、漏水調査業務委託というのがありますが、まず8.5%ぐらいっていうのは全国的にどうか、一般的な無効水量の割合としてどうなんですか。多い少ないというのは、何かあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

有収率という形で言い換えさせていただきますが、有収率が90%を超えるというのは、全国的に見ても上位の方に入って、県内でいっても今年度91.3%ですが、推測ですが多分ナンバーワンか、もしくはナンバー2ぐらいの有収率ではないかと思っております。私たちもまず9割を常にキープしつつ、最終的な目標としては、さらに92.5%という目標を定めながら漏水調査、漏水修理に心掛けて取り組んでいるところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

水を無駄にしないために高い有収率でも当然調査等で、それをさらに上げていくっていうのは大事だと思います。それで今回、漏水調査業務委託に1,485万円とあるんで

すが、私の認識と記憶が間違っていたら申し訳ないんですが、先ほどおっしゃっていたのは、平成4年からそういう漏水調査を継続的に行われているということでしたが、この漏水調査業務委託というのは、決算では令和2年度とか元年度にはなかったかなと思うんですが、何年に1度、例えば何か年契約みたいなので契約して支出するものなのか、その辺りを御説明いただければと思うんですが。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

今回の決算書の14ページでの重要契約の要旨の中で、漏水調査業務委託を記載しているわけですが、これまで実は重要契約の要旨については、いわゆる3条予算というのを載せてこなかったんですね。全て4条の資本の方の予算だけを計上しておりまして、今回は3条予算、4条予算ごっちゃにした中で上位からの契約高が高い分をピックアップをさせてもらったということが出てきたと。毎年毎年契約はして漏水調査を行っているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると従来も金額的にも毎年ほぼこのぐらいの予算があったということでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

おっしゃるとおりでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると今回の数字に当たるところではないんですが、全体の経営状況というところで伺いたいんですが、長与町は水道事業経営戦略というのを公表されていると思うんですが、平成29年度から平成38年度版というのがあってそれを見たんですが、平成29年度に多分作られたか、公表されたものの資料での平成33年、令和3年に当たる部分の計画と今回の数字等を見ても、私が見たところでは大きく差は無いのかな。実際の決算等の数字との違いはあり得る範囲かなと思ったんですが、実際のところ29年度の立てられた経営戦略から5年ぐらい経って、おおむねその経営戦略の計画どおりに進んでいるのでしょうか。例えば想定外のこととか、何か起こったりしているのか。その経営戦略と現状を少し御説明いただければと思うんですが。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

経営戦略につきましては、事業計画についてはある程度、数年ずれたりとかいうのはございますが、ほぼ計画どおりに行っているかなと思っているところですが、各数値についてはやはり乖離してきている部分があるので、ちょうど中間は過ぎたんですけども、令和4年度以降の浄水場の更新についての計画がはっきりしたら、またその時点の数字を基に精査して改定をしていきたいなと思っているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

聞く機会が少ないので今回もう一度この経営戦略の中にあつた内容から伺いたいんですが、設備の更新というのが、これからかなり老朽化してきているので出てくるということで、この資料を読むと設備の更新の事業費を軽減するために設備の法定耐用年数の1.5倍で更新することによって、そういう軽減ができるというようなことがあつたんですが、まず実際にそういう運用をされているのかどうかを伺いたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

まず法定耐用年数というのは、誤解を恐れずに言えば、会計上でこの年間で借り入れた分を返しましょうねという年数になりますので、実用の耐用年数とは若干違う部分がございます。ですので、法定耐用年数に私たちは縛られてやると事業費がかさむのと、あと年度で一気にやらなきゃいけないというのが増えてきますので、その辺りを含めて耐用年数の1.5倍程度で考えて施設の更新を行っている。それは法定耐用年数に縛られてないというのが実情でございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、もう更新は何年経ったからとかではなくて、現状状態とかしなきゃいけないとか、まだ大丈夫というそういうので、都度、判断しているようなことでよろしいんですか。

○委員長（河野龍二委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

管路更新は、経営戦略の前に長与町中長期計画というものを作成しておりまして、その中で平成27年から20年間の工事計画を立てておりまして、この中で今やっている工事の事業内容は大体網羅していて、それを毎年精査しながら、あと振興計画に載せて

いくという形で計画を立てておりますので、基本的にはその都度というわけではなくて、あらかじめ用意していた計画の中で、それはそのとおりにはいってない部分もありますが、精査しながら実施しているという状況です。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。もうこの資料に関しては最後にしたいんですが、先ほどこの決算の説明の中で、料金回収率は100%を超えているということで安定しているというか、問題ないということだったと思うんですが、水道事業経営戦略の中の記述として、これから利益や現金残高、補填財源が減少傾向にある上、膨大な更新需要に対応していくためには、利益が現在の半分程度まで落ち込んでくる平成35年から36年度までには、料金改定が必要と考えられるという記述があるんですね。これだと令和5年から6年度ということになるかと思うんですが、どうなんでしょうか。実際そういう改定の必要性が現状ありそうなのか。それとも当時の予測と比べて、現在そういうことはなく安定しているのか。水道料金のそういう改定等について、何か見解があれば伺いたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

間違いなく給水人口が減ることによって給水収益は減ってきます。それを黙ってそのまま行くと、いずれ水道料金を改定しなければならないといった形になるわけですが、老朽化施設の更新費用も必要となってきます。そういった中で、まず、私たちは企業努力というか、経営に関して費用を抑えていって、できる限りの努力を積み重ねた上で、これ以上もうどうしようもないといったところで、料金改定というところで踏み出したいと思っていますところでございまして。それがいつになるのかというのは先ほど経営戦略の話が出ましたけれども、今回浄水場の更新が令和5年度以降は単独でいくのか、共同浄水場でいくのかというのは定まるかと思うんですが、その計画を盛り込んだ上で、これから先いつ頃、料金改定が必要になるのかというのは、数字的な精査をしていきたいと思います。少なくとも来年度はございません。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ページを進めたいと思います。19、20ページ、最後のページまで行きましょうか。あと出された資料についても質疑があれば質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

12ページの経営指標の推移ということで、今回こうした経営指標を報告の中に入れるということで先ほど固定資産の耐用年数の問題がちょっと言われていて、私もこの数字を見ていて果たしてどうなのかなというふうな形で思っていたんですけども。言わばここは有形固定資産減価償却率ということで、令和3年度が51.71%というふうに、これが上がることでちょっと厳しい状況といいますか、指摘される状況になるということですけど、20、21ページの有形固定資産の中には、いろんな内容があるわけですよ。これ全部含めての償却率というふうになっているのか。先ほど言われたように、例えば耐用年数過ぎても十分利用可能な施設というのは建物にしろあるわけで、ここが全部含められると、この償却率というのは果たしてその正しい数値になるのかなとちょっと疑問に思ったんですけど、この考え方を改めて伺いたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

この有形固定資産減価償却率については、これ以上だったら良いとかこれ以下だったら駄目とかいう、なかなか明確な数値基準がございません。単純に数値が高ければ法定耐用年数に近い資産が多いことを示しているといった形になるので、あくまでも経営指標の推移ということで。参考までにこの有形固定資産減価償却率の計算方法というのは、有形固定資産減価償却累計額を有形固定資産のうち、償却対象資産の帳簿原価で割ったものでございまして、全てが含まれるといった形になるので、あくまでもこの経営指標の参考となる数値を類似団体の数値と比較しながら、あるいは自分らの経営状況と比較しながら、ここまで高くなったらちょっと行き過ぎだよなっていうような、そういった目安としながら、どうしてもこの償却率ってのは上がってってしまうのは、しょうがない部分もあるんで、それを見ながらいろんな老朽化の更新をしていったりとか。この有形固定資産減価償却率だけを見るんじゃなくて、全ての経営指標そうやって見ることによって経営指標が生きてくるのかなと。この部分だけピックアップしてみると、確かにこの指標は駄目だよなといったようなことも出てくるかと思うんですけど、全てのいろんな経営手法を総合的に見ていきながら、判断していくべきかなと思っているところでございます。回答になっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第55号のうち、剰余金の処分についての討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号のうち剰余金の処分についてを採決します。

本案のうち剰余金の処分について原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案のうち、剰余金の処分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号のうち決算認定についての討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号のうち決算認定について採決します。

本案のうち決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案のうち、決算認定についても原案のとおり認定すべきものと決しました。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。次に議案第56号令和3年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

それでは引き続きまして、議案第56号令和3年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について、御説明申し上げます。それでは1、2ページをお開きください。決算報告書の収益的収入及び支出の収入におきましては、第1款下水道事業収益の予算額合計10億2,388万6,000円に対し、決算額は10億3,292万8,351円となっており、収入全体では、予算額に比べ決算額は904万2,351円の増収となっております。続きまして、下段になります。支出におきましては、第1款下水道事業費用の予算額合計9億3,953万4,000円に対し、決算額が8億9,437万2,348円となり、不用額が4,516万1,652円となっております。次に、3、4ページをお開きください。（2）資本的収入及び支出の収入につきましては、予算額合計3億891万1,000円に対し、決算額3億6,383万7,165円となっております。収入

全体では、予算額に比べ決算額は5,492万6,165円の増収となっております。次に、支出につきまして、予算額合計8億1,607万3,000円に対し、決算額が7億2,513万4,824円となり、繰越額が2,327万円、不用額が6,766万8,176円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,632万6,659円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,881万577円、過年度分損益勘定留保資金3億254万5,082円及び繰越工事資金1,497万1,000円で補填をしております。次に、5、6ページをお開きください。損益計算書でございます。税抜き額となっております。1及び2の営業収支におきましては、営業収益6億2,575万1,136円に対し、営業費用8億225万5,119円となっており、差し引き1億7,650万3,983円の営業損失となっております。3及び4の営業外収支におきましては、営業外収益3億4,446万4,016円に対し、営業外費用5,803万9,374円となっており、差し引き2億864万2,464円の利益となっております。この結果、1億992万659円の経常利益となっております。また5ページから6ページにかけては、特別収支におきましては、17万5,233円の損失となっております。以上の結果、当年度の純利益が1億974万5,426円となり、当年度の未処分利益剰余金につきましても同額の1億974万5,426円となっております。7、8ページをお開きください。令和3年度長与町下水道事業剰余金計算書になります。左から見てまいります。資本金でございますが、前年度末38億2,852万8,447円。当年度末残高も変わらず38億2,852万8,447円となっております。次に、真ん中辺りになりますが、資本剰余金、前年度末6億6,257万7,483円。当年度末も変動なく6億6,257万7,483円となっております。続いて利益剰余金、前年度末2億9,000万2,641円から、当年度変動額としての1億974万5,426円を足し、3億9,974万8,067円となっております。このうちの当年度未処分利益剰余金1億974万5,426円の処分計算書を下段に記載をしております。剰余金処分計算書(案)につきましては、未処分利益剰余金を1億974万5,426円のうち、減債積立金に全額積み立てを行う予定としております。次に9、10ページをお開きください。貸借対照表になりますが、まず、9ページの資産の部でございますが、1固定資産につきましては、有形固定資産及び無形固定資産合わせまして96億8,728万1,160円でございます。2流動資産につきましては、現金預金、未収金等合わせまして19億8,184万6,261円でございます。以上で資産合計が116億6,912万7,421円となっております。続きまして10ページの方に移りまして、まず負債の部でございますが、3固定負債24億2,590万3,521円。4流動負債2億5,302万7,274円。5繰延収益40億9,934万2,629円。負債合計が67億7,827万3,424円。続いて資本の部でございますが、6資本金が38億2,852万8,447円。7剰余金が10億6,232万5,550円で、資本合計が48億9,085万3,997円。これらを合わせまして、負債資本合計が、資産の部と同額の116億6,91

2万7,421円となっております。続きまして11ページになりますが、こちらは決算書記載に当たっての注記表を付けております。続きまして、決算附属書類につきまして御説明いたします。12ページをお開きください。まず事業報告書でございますが、1概況(1)総括事項ですが、令和3年度の経営状況について、営業収支において1億7,650万3,983円の営業損失となっており、これを前年度比で見ると16.4%減、金額にして3,454万3,898円の減額となっております。また、経常収支においては1億992万659円の経常利益となっており、前年度比で見ると27.0%増、金額にして2,336万410円の増額となっております。次に収益的収支全体では、収入が前年度比1.9%減、金額にして1,832万5,405円の減額、支出が前年度比3.9%減、金額にして3,476万2,639円の減額となりました。以上によりまして、令和3年度の純利益は、1億974万5,426円となっております。資本的収支におきましては国庫補助金等3億6,383万7,165円の収入があり、支出として建設改良費4億9,409万2,455円。企業債償還金2億3,104万2,369円、合わせて7億2,513万4,824円となっております。なお、資本的収支の不足額3億4,632万6,659円につきましては、3ページで御説明したとおり補填をしております。続きまして経営指標の推移でございますが、こちらも水道事業と同様に公営企業法施行規則の一部改正ですね、決算書に記載すべき事項となりました。若干、水道事業の項目と変わっている部分もございますが、上から経常収支比率、これは水道と同じでございますが100%以上で単年度収支が黒字と。料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払い利息等の費用をどの程度賄えているかという指標になります。続いて経費回収率、こちらは回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標でございます。続いて有形固定資産減価償却率は、水道事業と同じ項目でございます。これは明確な数値基準はございませんが、数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いといったことを示しております。管渠老朽化率は0%となっておりますが、まだ下水の汚水管については、法定耐用年数に達したものが無いといったことで0%となっております。この経営成績につきましては、経常収支比率は管渠費委託料及び固定資産除却費の減少等による費用の減収に前年度3.11ポイント増の112.78%となっており、経営水準の指標となる100%を上回っております。また、使用料水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度比1.39ポイント増の104.32%で、事業に必要な費用を下水道使用料で賄えている状況とされる100%を上回っております。償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比1.17ポイント増の57.03%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路老朽化率は、前年度比増減なしの0%となっております。こちらも水道事業と同じように計画的な施設更新を行ってまいりたいと思っております。続きまして、(3)議会議決事項でございますが、こちら記載のとおり5件となっております。続いて13ページに移りまして、(4)行政官庁認可事項につきましては、補助金交付申請等に係る4件でございます。

す。(5) 職員に関する事項でございますが、こちらは水道事業でカウントした課長職とかは水道事業でダブルカウントしないように外しております。職員に関する事項につきましては、令和3年度は下水道事業職員6名で事業を行っております。次に14ページをお開きください。2工事(1)改良工事の概況でございます。長与ニュータウン東地区取付管改築工事等、500万円以上の改良工事、合計9件を掲載しております。次に右のページに移ります。3業務(1)業務量、(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項に関しては、前年度との比較でございます。次に15ページの1番下になりますが、4会計(1)重要契約の要旨につきましては、高田地区(高田南)汚水管布設工事など5件を掲載しております。これは金額上位5件でございます。次に16ページ、キャッシュ・フロー計算書になりますが、まず1の業務活動による収支が、ちょうど真ん中辺りになりますが3億6,663万5,506円の増収。2の投資活動による収支が、マイナスの2億8,270万9,004円で減収、3の財務活動による収支が2,714万2,369円の減収となっております。これらのキャッシュ・フローで当年度資金増加額として、5,678万4,133円となり、資金期末残高といたしまして一番下でございますが、19億6,129万6,283円となっております。続きまして、右の方の17ページから19ページが下水道事業会計収益費用明細書でございます。まず17ページの方からまいります。下水道事業収益でございますが、営業収益が6億2,575万1,136円。主なものといたしまして、下水道使用料6億2,174万840円。その他営業収益401万296円。続いて、営業外収益3億4,446万4,016円。主なものといたしまして、受取利息及び配当金37万7,777円、他会計負担金1億500万円、長期前受金戻入2億3,698万7,988円。雑収益といたしまして、209万8,251円。続いて、特別利益10万8,977円。主なものとして過年度損益修正益として10万8,977円となっております。収益合計が9億7,032万4,129円となっております。ページをめくっていただきまして、今度は下水道事業費用になりますが、まず上からまいります。営業費用8億225万5,119円。まず管渠費の4,762万5,057円でございますが、主なものといたしまして職員1名の給料218万7,800円、手当68万8,092円、法定福利費57万4,752円の人件費でございます。真ん中ほどでございますが、委託料、下水道管路施設調査業務他で2,959万3,727円。続きまして処理場費でございます。2億1,667万4,951円。主なものといたしまして、職員1名の人件費、給料206万5,920円、手当23万6,655円、法定福利費39万1,212円。真ん中ほどになりますが、委託料として運転管理業務委託などで2億625万9,531円。続いて業務費、こちら水道事業と同様に令和3年度から新しく設けさせていただきました。業務費2,201万2,309円。主なものといたしまして、負担金でございますが1,018万1,562円。こちらは使用水量資料提供負担金他で長崎市にお支払いするようなものでございます。そういったものを含めまして1,018万1,562円となっております。続きまして、右のページに行

きまして総係費3,154万8,462円。主なものといたしまして、職員2名に係る給料653万7,078円、手当296万1,549円、法定福利費164万5,670円等でございます。少し下段の方に行きまして、負担金で水道局長や課長の人件費を下水道事業負担分として1,076万4,692円でございます。そのほか続いて、減価償却費4億7,510万3,149円。資産減耗費929万1,191円等でございます。続いて営業外費用、主なものといたしまして支払利息4,329万8,552円、その他雑支出といたしまして1,474万822円。特別損失といたしまして過年度損益修正損28万4,210円。費用合計につきましては8億6,057万8,703円となっております。次に20、21ページ、資本的収入及び支出明細書でございます。まず資本的収入でございますが、企業債が2億390万円。国庫補助金が1億5,825万2,000円。受益者負担金が168万5,165円となっており、収入合計につきましては3億6,383万7,165円となっております。続いて右のページになりますが、資本的支出、主なものといたしまして建設改良費、下水道事業費4億5,063万8,377円、職員2名に係る給料や手当、法定福利費等、それに委託料2億2,688万7,819円や工事請負費2億759万8,000円等でございます。企業債償還金2億3,104万2,369円となっており、支出の合計が6億8,168万746円となっております。続きまして22、23ページになります。こちら固定資産明細書を記載しております。有形固定資産として、3年度末償却未済高は23ページの真ん中辺りになりますが、96億3,275万4,356円、無形固定資産につきましては下段の表になりますが、5,452万6,804円となっております。続いて24、25ページをお開きください。企業債明細書でございます。トータルで82件を記載しております。このうち24ページの上の方にありますが、6件の償還が終了いたしました。令和3年度の償還額といたしましては25ページの一番下の真ん中辺りになりますが、2億3,104万2,369円償還いたしました。令和3年度末の未償還残高が25億7,369万5,768円でございます。以上で、下水道事業会計の決算の説明を終わらせていただきます。引き続き工事概要につきまして、下水道建設係長より説明を申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

それでは下水道事業重要契約の要旨について説明させていただきます。決算附属書類の15ページと配布しておりますA3の図面を御覧ください。赤く着色しているものが工事、青く着色しているものが業務委託と色分けしております。それでは、決算附属書類に記載の順に説明させていただきます。1番目、高田地区（高田南）污水管布設工事です。図面では左下になります。工事内容は、高田南土地区画整理事業の進捗に合わせた処理区域の管路施設の整備を目的として、污水管延長862メートルの布設を行いました。次に2番目、長与ニュータウン東地区取付管改築工事です。図面では下の右側に

なります。工事内容は、長与ニュータウン団地内において昭和49年度に布設された取付管の老朽化対策を目的として、取付管84か所の改築を行いました。次に3番目、青葉台地区取付管改築工事です。図面では下側真ん中辺りです。工事内容は、青葉台団地内において昭和49年度に布設された取付管の老朽化対策を目的として、取付管86か所の改築を行いました。続きまして4番目、令和3年度長与町公共下水道長与浄化センターの実施設計の作成委託に関する協定です。図面では左上、長与浄化センターになります。本業務は汚泥処理施設について、ストックマネジメント計画に基づき汚泥消化タンクガスフロア室の機械電気設備の実施設計を行い、施設の耐震化を目的として、汚泥消化タンク、ボイラー施設の耐震設計を行っております。最後に5番目、長与町公共下水道事業管路施設改築実施設計業務委託です。こちらが地図上で青く塗り潰れている区域になりますけれども、本業務は、管路施設のストックマネジメント計画に基づき、管渠の改築について延長2,639メートル、114スパンについて実施設計を行いました。以上で重要契約の要旨についての説明を終わります。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

引き続き資料の説明を続けてよろしいですか。それではお配りいたしました資料の下水道事業について御説明をさせていただきます。5ページになりますが、まず不納欠損処分内訳でございますが、下水道事業につきましては件数が7件、金額が1万4,729円となっております。参考までに不納欠損の額につきましては、少なくともここ10年では最低の額といった形になっております。続いてページをめくっていただきまして、未収金内訳でございますが、これは未収金の額として金額が多いものをピックアップしてまいりますとまず一番上が下水道使用料912万8,305円。他会計負担金が234万6,625円。この他会計負担金は、し尿処理の負担金として一般会計からいただいている分でございます。これも4月以降、すぐ収入がございます。あと消費税還付金が905万9,200円となっておりますが、これは、令和3年度の消費税については令和2年度の実績に基づいて中間納付というのを3回やるわけですが、その3回の納付した分と精算して差し引きで払い過ぎたということであれば、この還付金があるといった形で未収金という形で上がっておりますが、これも既に収入済みでございます。最初の下水道使用料の未収金額になりますが、912万8,305円ということで、収納率が今年の98.6%から98.7%と少し上がっているといった形になっております。またページをめくっていただきまして、これは過年度の未収金になりますが、中段の下の方に過年度下水道使用料計がございますが、未収金額が76万5,036円。受益者負担金について2万8,280円となっております。この過年度未収金につきましては、トータルで97.7%が93.6%といった数字になっております。これを現年と過年度を合わせたのが次のページにあるわけでございますが、下水道使用料が989万3,341円。他会計

負担金、これ先ほど御説明したように、もうすぐ入るようなものでございますが、23万4千6百25円。消費税還付金が90万5千9百20円。この他会計負担金や消費税還付金を除いて考えてもらって、この使用料の部分だけ見ていきますと、先ほど水道事業の方でも申し上げましたが、公営企業会計につきまして出納整理期間がございません。3月末できっちり切るといったところで、下水道使用料につきましては、現年過年合わせまして、これまた昔の比較になりますが、平成24年度決算で約1,600万円あったものが、今約990万円まで圧縮をされているところでございます。これももう1つちょっと踏み込んで話をさせていただくと、仮にまた出納整理期間が4月、5月とあったと仮定をいたしますと、平成24年度決算で約790万円だったものが、今は200万円ぐらい圧縮をされているといった状況でございます。以上で、委員会から求められた資料の説明について終了いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは場内の時計で13時15分まで休憩いたします。

（休憩 12時08分～13時12分）

○委員長（河野龍二委員）

それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

議案第56号についての件を議題といたします。午前中に説明を受けましたので、これから質疑を行います。質疑はまたページを追って進めたいと思います。まずは決算書の1、2ページですね。収益的収入及び支出のところ、3、4ページ資本的収入及び支出、質疑はありませんか。ページを進めたいと思います。5、6ページですね、損益計算書。7、8ページですね、剰余金計算書とここで剰余金処分計算書（案）が出ております。質疑はありませんか。戻っても構いません。それではページを少し進めて、9、10、11ページの注記表まで、ありませんか。それでは決算附属書類についても質疑を受け付けたいと思います。12、13ページ、報告書ですね。議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項があります。ページを進めたいと思います。次に14ページ、工事の関係ですね。15ページ、業務関係。ここで説明いただいた地図での工事内容についても、質疑があれば受け付けたいと思います。ありませんか。戻っても構いません。また決算書でも構いません。一応ページだけ進めたいと思います。次に16ページがキャッシュ・フロー計算書、17、18、19ページが収益費用明細書ですね。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

決算書の3、4ページですね。資本的収入及び支出の支出の不用額について、御説明いただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

資本的支出の建設改良費の不用額について、内訳を御説明いたします。主なものに関しましては、高田南土地区画整理事業の進捗に併せて污水管の布設を行っておりますが、当初予定しておりました高田越中央線沿いから下水道に接続する予定で進めていた所があったんですけども、高田南の工事の進捗とか、あと下水の接続できる宅地の道路の方向とかの調整で工事が一部できなくなりまして、そのほかの区域の落札減と合わせておおよそ3,000万円ほどの不用が出ております。そのほかマンホールポンプ場の更新につきまして、当初制御盤を4か所、ポンプを6か所予定しておりましたが、こちらも高田南土地区画整理事業と合わせたところで、長崎市との区域の調整が今後必要になってくる可能性があるという所にポンプ場が2か所ございまして、そちらの制御盤とポンプの更新を見合せております。それでおおよそ2,000万円。そのほかは落札減によるものとお考えください。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今の2番目に御説明いただいたその市との協議がという部分は協議をして、これからだと思うんですが、最初におっしゃった高田南の污水管等で工事ができなくなったっていうのは、それはどうされるんですか。何か違う方法でやるのか、今はできないけど今後やるものなのか、もう一度お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

その箇所も含めて長崎市と流域について協議をしていくところに入っておりまして、今後調整して、その区間の工事ということではなく流域調整後に、また整備を検討したいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。今19ページまででしたね。戻っても構いませんので進めたいと思います。では、資本的収入及び支出明細書の20、21ページです。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

20ページ収入のこの受益者負担金ですが、今高田南の家が建っている所の分ということで、理解してよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

高田南区画整理事業内の受益者負担金につきましては、クリアすべきことがいくつか

ありまして、長崎市とも協議をしながら考えているところなんですけど、高田南の分についてはやや遅れているところもあるんですけど、まだ入っていないというのが現状です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。1番のこれに関するものなのかなあと考えたもんですから。それではこの168万5,000円、これは割れば2,100平米ぐらいになるのかなと思って、どこの分がこれだけ入ってきているんですか。

○委員長（河野龍二委員）

永江主査。

○主査（永江啓二君）

令和2年度も3年度も大規模な宅地造成によって入ってきた受益者負担金というのはございませんので、新たに町内全域で新たに宅地になった所というところですよ。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

全域でちょこちょこ入ってきている分がこれだということですね、分かりました。昨日ちょっと区画整理の現地に行ったら家がボンボン建っておりましたので、長与町の下水道の処理区域というようなことも説明がありましたので、てっきりその分がまとめて入ったのかなと思って質問をしたところでした。先ほど課長が答弁の中で、長崎市と協議しながらということで、ここは長崎市の処理区域も含まれると思うんですが、そこについての受益者負担金の取り扱いというのは、ここは関係ないかもしれないですけど、何か協議されていますか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

高田南地区の受益者負担金、長崎市処理区については、私たちが取り扱いについて非常に悩んでいるところで、長崎市処理区であるならば、基本的には長崎市側が受益者負担金をかけるべきではないかという意見もありつつ、しかし長崎市側からは言えば、やっぱり行政区域が違うといった話もございまして。うちの条例をかつて改正することによって、長崎処理区の受益者負担金を取るようにできるというような形で改正をした経緯もございまして、それも含めてさらに長崎処理区に長与町が受益者負担金として賦課をするってということについて、まだちょっと法的な面とかクリアすべき問題が少しありまして、その辺を長崎市と調整をしつつ、と言いつつも家が建ってもう数年経ちますので、次では賦課をするのはできないというような形になりますから、そこをクリアして令和5年度に賦課をできるような形で何とか持っていきたいなと思っているところ

です。ただ、そこは自信を持って長与町は受益者負担金を賦課できるような状況に持っていくために、まだ少しくリアするべきものがあるというふうに考えています。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今課長が言われたような内容でずっと来ていたと思うんですが、もう何年も前からこの話をしております、もう家が言われるように建ち出して、決着をしているのかなあと思ひながら。私はずっとこの長崎市の下水処理の用地についても受益者負担金は賦課すべきだということで、途中、条例の改正もしたとか、そういうのも見受けられるとかって言われましたけど、確かにその当時に職員たち頑張ってやっぱり同じ町民で下水道の受益者負担金については、誰もが払うようにせんといかんだらうということで、そういうのを変えた経緯もあるんですけども。基本は、長崎市が整備をしてもそのお金は長与町が払っているわけですよ、財政の方で。だから下水道の方にこういう質問をするのも、私もあんまり実際にどこが担当するというのが決まってから本当は質問をすべきなんでしょうけど、どこも我が方でという所もちろん出てこないし、本来であれば財政がそういうふうにして負担金を出しているのであれば、財政の方で受益者負担金を賦課するような対応をとっていただければ、もうそれが一番いいのかなと思ひているんですけども。やっぱりこれ出来上がって、道挟んで長崎市の処理区域、長与町の処理区域とあって、どっちも長与町民ですよ。しかしながら、うちは平米800円賦課されましたよ、これも全額払いました。こっちは長崎市の処理区域だから賦課されませんでした、払いませんでした。これはやっぱり同じ町民間ではおもしろくないと思ひますし、よろしくないんじゃないかなとずっと思ひしておりますので、この話も、取らない結果になるかもしれませんが、早く詰めて、たまたま私がここにいる水道局の皆さんがおられるのでこういう質問をしているだけで大変迷惑だと思ひているかもしれませんが、是非庁内で詰められて結果を出していただければと思ひますが、お願いしてよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

おっしゃいますように公平性の観点から見ますと、やはりどこかが取るべきというような形がいいのかなと思ひています。そういった不公平感をなくすために水道局として、理論的なところをきっちりとしたところで、どういった形になるか分かりませんが、長崎市とも実際話をしていますし、もう実際建っているんで、やらんといかんと思ひているのも間違いないところです。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

長崎市との協議の中で、長与町が取る、取らないに関して、長崎市がいろいろ言うことがあるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

まず私たちの考えの1つとして、やはりあそこは長崎市処理区になるので、あそこを下水処理区として供用開始しますという告示とかは長崎市がするわけですね。その告示をもって受益者負担金を賦課するような形になるので、長崎市が告示した所について我々が受益者負担金をかけると、そういうふうな法的な下水道法とかそれぞれの条例とかの中で、長崎市が処理区域として告示したと。我々が告示してないわけですよ。そういったところについて、我々が受益者負担金を賦課するような形になる、そういうようなことになるわけですよ。だからそういったところで、まずは私たちの中にはどちらが取るかという法的な話もありながら、長崎市の処理区であれば長崎市が賦課するのも、それもまず1つの考えじゃないかなっていうのもあたりして、そういったところの話とかも含めて。長崎市にとっては恐らく事務処理とか、よく言われるのが、行政区域が違うので賦課することはできないというような話ではあるんですけども。だからといって長与がかけていいのかっていう部分も少なからずあると思うんですね。だからその辺りをある程度クリアにした段階で長与町が賦課するのか。長崎市の感触としては賦課はしないというような形になるかと思うんですが、長崎市が賦課するのか。あるいは極端な例として賦課しないのかというようにいずれか。ただ、私たちは不公平感がないようにってことを考えれば、何らかの形でやはり賦課をしていきたいなと思っていますところですよ。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

受益者負担金ですので1回こっきりの話なんですよ。もう納めてしまえば終わり、使用料みたいにずっと続くわけじゃなくて。だから長崎市の処理区域であっても、長崎市が処理するための設備については長与町がお金を出して負担しているんですよという、私はこれがあるから取れるんじゃないかとずっと言っているんですよ。だから金出して負担金を取れないというのは、やっぱり長与町がそういう負担をしているから下水道事業も始められるわけで。下水道の恩恵を受けるために受益者負担金を払ってくださいますから何ら問題が無い。取る側ですので問題は無いのかなと思うんですが、よくよく話をされて、なるべく町民に不公平がならないように対応していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっと金額が大きいもんだからね。18ページの処理場費の委託料が2億625万9,531円。その前年比とそれからこの内容について、少し詳細に教えていただきたい。これについては、長年の間ここは随契でずっと何十年もやってきた経緯があるんですね。そして、競争入札にして単価が落ちたという経緯があるので、それについて内容を少し教えていただきたい。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

まず前年比でございますが、前年が1億9,192万120円、前年度と比較いたしまして1,606万7,411円の増となっております。

○委員長（河野龍二委員）

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

処理場費の委託料の内訳につきましては、下水道施設の維持管理委託と汚泥運搬処理業務、汚泥の処分の業務委託の3本で契約しております。下水道の施設維持管理業務の内訳といたしましては、処理場の運転管理の中に今まであった自家発電の点検設備と最小沈殿地の沈砂池の清掃です。あと監視装置の点検業務委託、汚泥の脱水機濃縮機の点検整備業務委託、工業計器の点検整備委託、フロンの漏えい調査委託を令和3年度より町の直接発注ではなく、包括委託の中に含めて契約をしております。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

1つ1つでなくて、さっき言った維持管理と汚泥運搬と処分ですか。この3つに分けたぐらいのアバウトの数字でいいですよ。

○委員長（河野龍二委員）

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

維持管理業務委託が、前年度が1億5,330万7,000円、税込みです。今年度が1億9,408万4,000円、税込みです。昨年度予算計上しております自家発電点検設備というのが319万円、沈砂池初沈清掃業務が135万3,000円、LCD監視装置点検業務委託が165万円、汚泥の脱水機、濃縮器の点検整備が1,111万円。今申し上げた項目が、今年度維持管理業務委託に追加をして包括委託としております。2点漏れておりました。工業系器の点検整備委託が495万円とフロンの漏えい調査が32

万7,000円です。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今の運搬費とその処分の分は数字が出てないみたいですけど、それも出ますか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

汚泥運搬業務でございますが税込みで申し上げます。運搬業務が令和2年度決算では1,214万4,000円でございます、令和3年度が1,221万円。汚泥処理量でございますが、令和2年が2,314万9,632円、令和3年度が2,248万4,484円。先ほど、下水道施設の維持管理業務委託の金額が予算ベースで申し上げたようなので、約1億9,400万円と申し上げましたけども、これが決算では1億9,210万4,000円でございます。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

先ほども言いましたように、昔は随契で何十年もやってきたという経緯があるものですから、今の入札については何社ぐらい今入って入札をしているのか。これについてお答えいただきたい。

○委員長（河野龍二委員）

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

令和3年度に契約しております施設の維持管理業務委託については、令和3年度から7年度までの5か年の契約で、2社で入札をしております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

14ページの工事の一覧があると思うんですが、その中でマンホールふたの改築工事が何件か令和3年度にされたということで載っておりますが、私の記憶違いだったら申し訳ないんですが、たしか令和4年度の当初でご当地マンホールだったりとか、そういったような質疑があったかと思えます。この分は令和3年度ですので、通常のマンホールふたの改築工事をされたんだと思っておりますが、まずこの改築工事は大体経年劣化といいますか、何十年に一遍とかそういうような基準があるのではないかと思うんですけども、どれくらいに1回、町内マンホールはたくさんあると思うんですけども、どれ

くらいという決まりがあるものなのか、調査をして工事に取り組んでいるのか。そこを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

マンホールふたにつきましては、耐用年数がございます。すいませんがちょっと時間をいただいてもいいですか。

○委員長（河野龍二委員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

マンホールの耐用年数につきましては、車道が15年、歩道が30年となっておりますが、実際は管路施設調査と併せてマンホールの調査も行い、劣化の激しい箇所からの交換をいたしております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

分かりました。参考までに箇所数は書いてあるんですけども、工事費の中で聞いているのかあれですけど、マンホールふたは改築に当たって1枚大体どれぐらい金額的にするものなんでしょうか、分からなければ結構なんですけど。何箇所というのは工事施工内容について書いてありますので、恐らくそれプラス工事費にはいろんなものが掛かってくると思うんですけど、分からなければ結構ですが、もし分かれば参考までにお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

今回こちらで大きく出している工事であれば、おおよそ1か所大体30万円ほどの工事費になるんですが、あと舗装の復旧面積や調整高によって工事費の増減がございます。単価につきましては、おおよそ1枚、税抜きで6万5,000円程度だったと記憶しています。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

1枚当たり6万5,000円の中で、デザインマンホールもそういうふうにデザイン化されたりするとプラスお金が掛かるものなのか。現状とそう変わりがないものなのかだけお分かりになれば、教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

永石課長補佐。

○課長補佐（永石大祐君）

今のデザインマンホールにつきましては、大きく分けて2種類がございます、1つは、今設置してあるマンホールと同じように鋳物で型を作って作るタイプですね。こちらにつきましては、最初にデザインの型を作る費用というのが別途掛かります。その後、作るふたの単価につきましては、今作って購入しているものと同じ単価でできると。もう1種類が、上のふたのデザインを絵に書いたようなプレートで作ってはめ込むタイプ。こちらにつきましては、ふたと受け枠は同じ専用タイプで作るんですけども、そのデザインで作るものにつきましては1枚1枚別途費用が変わるので、それにつきましては1枚付けるごとに単価が変わってくるという形になります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。一応ページを最後までいきたいと思います。22、23、24、25ページまで含めて、あと説明していただいた不納欠損、未収金内訳表の資料でも質疑を受け付けたいと思います。質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほども質疑で出た処理場費のことなんですが、先日の一般質問で浄化センターですか、下水の汚泥がセメントの原料になると。これが1,800トン年間出るという話でしたが、これは、それをセメントの原料として売却して売払収入というか収入があるのか。それともこの汚泥の処理業者が処理の中でやっていることで、単純にその1,800トンというのは量だけの問題で、別にそれが売った分がなんかの収益になるとか、そういうことではないのか。それだけお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

汚泥の処分につきましては年間約1,800トン出るわけですが、それについてはお金を払って運搬をしていただいて焼却処分をしていただくと。その焼却した結果、それがセメントの材料になっていくといった形で、有価物としてお金をいただくというような形にはなっておりません。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありますか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私今回の一般質問で下水道使用料について、強制徴収公債権についてということで実態をお聞きしましたら、下水道課においては9件の差し押さえを行い、うち4件、7万円を収納しておりますような答弁をいただいたんですが、もう少し詳しく状況が分かれば教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

まず9件で、4件の差し押さえがなかったということなんですけども、実際ちょっと年度を挟んでおまして、9件というのは令和3年度中に差押調書を送った件数が9件でございまして、その年度内に差し押さえが完了したのが4件、入金があったのが4件と。あと別に3件が令和4年度に入ってからお金が入ってきて、あとはもろもろな事情で差し押さえ、配当がなかったのが2件でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

4件7万円の収納をしておりますということですが、何を差し押さえられたんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

ほとんどが預貯金の差し押さえでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

随分前に滞納者の中の給与所得者の給与を、実際差し押さえはしてないんですけども差し押さえをさせていただきますということで、勤め先の会社にそういう通知を送ったところ、ほとんどの方が払いに来たというようなことをちょっとお聞きしているんですよ、相当効果があったんじゃないのかな。本来であれば前回一般質問でしたとおりに、差し押さえしなければならぬというようなことでなっていたもんですからね。やっておられるのか、やっておられないかというようなところで質問をさせていただいたんですが、今、給与所得者にはこういう手続きをとっているということはやられてないのか、そこを1点お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

渡部課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

滞納者について財産調査をかけまして、その中で預貯金があれば預貯金をやるのが比較的やりやすいついていうのは適当な言葉じゃないかもしれませんが、給与というのは滞納者の立場に立つと、やっぱり会社の関係者にも知られるわけですね。ですので、まずは財産が見つければ預貯金を差し押さえる。それでも無理であれば給与関係の方の調査を実際やったりもしています。順番としては、預貯金からまずというふうな考えでやっているところですけども、その次の段階で給与が振り込まれている先が預貯金口座になるので、そこを狙うような形で。それでもすぐ引き落としたりとかどこに振り込まれているか分からないとか、そういうふうな状況になったりすれば給与の方も対象として考えていかなければならないのかなとは思っています。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今言われたように徴収も一生懸命やろうとすれば、相手の嫌がることをやらないとなかなか取れないのかなと思っております。給与もある程度その給与に対してどこまで押さえられるということが決まっておりますので、だから調査をさせていただきます。これは嫌がるわけですね、滞納者にしてみれば。自分が勤めている会社にそういう照会の文書が行くということは、恐らくそういうことでその当時やられたときには、ほとんどの方が払いに来たというようなこともお聞きをしておりますので、是非なるべく取れるような手続きを取っていただきたいと思います。答弁結構です。

○委員長（河野龍二委員）

質疑はありませんか。よろしいですか。

では質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第56号のうち、剰余金の処分についての討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号のうち、剰余金の処分についてを採決します。

本案のうち剰余金の処分について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案のうち、剰余金の処分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号のうち、決算認定についての討論を行います。

まずは反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号のうち、決算認定について採決します。

本案のうち決算認定について原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案のうち決算認定について原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で本日の委員会は終了いたします。

明日も9時半から委員会です。よろしく願いいたします。本日は閉会いたします。

(閉会 14時01分)